

7 外国資本による森林買収に対する対応について

国土交通省・林野庁によれば、平成18年から22年の5年間に北海道など5道県で計40件、620ヘクタールの外国資本による森林買収事例が確認されており、これを契機に、私たち生命の源である水資源を将来にわたって変わらずに確保していけるのかという不安が高まっている。

大正14年に制定された「外国人土地法」では、土地を取得しようとしている外国人が属する国の法律に、日本人の土地取得に対して制限をしている場合は、相互主義により政令で制限でき、その他国防上の問題からも一定の制限が可能であるが、現状は制限されていない。

埼玉県では、まず水源地域の保全について、地方自治体が動き、国を動かすメッセージを発信する必要があると考え、全国に先駆けて土地取引の事前届出制を含む条例を制定したところである。

以上の事から、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 国は、国土の保全及び安全保障の観点から、外国資本などの土地所有を制限するために必要な法整備に早急に取り組むこと。
- 2 世界的にも有数な我が国の水資源を守るため、水源地域の適切な管理体制を構築するための法整備と財政支援に取り組むこと。
- 3 法令等の整備に当たっては、森林買収問題や水源地保全に取り組んでいる地方の意見を反映させること。